

はしがき

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、政府主導による「働き方改革」では、人々の働き方、企業等の働きかせ方に変革が求められています。ここ数年で「働き方改革」という言葉が浸透し、誰もが口にするようになりましたが、筆者自身がはじめて人々の働き方と就業管理のあり方に強い関心を抱いた10年前には、よもや、日本中で「働き方改革」が呼ばれる日が来るなど、思いもよりませんでした。時代の変化を感じます。

企業だけでなく、公立学校においても、「学校における働き方改革」が進められています。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的とされています。これは、学習塾における働き方改革にも、同じく必要な要素であるように思います。

筆者は、子どもの頃は塾に通い、学生時代には複数の学習塾で講師のアルバイトを経験し、大手学習塾運営会社での長年の勤務に加え、自身の事務所の関与先にも学習塾の事業所があることから、やはり、学習塾業界には思い入れを感じます。ここ数年、学習塾の講師がいわゆるブラックバイトと呼ばれたり、学校の教員も含め、教育に従事する人々の労働実態が過酷で問題視されたりする報道に触れては、その背景を探り、改善策を模索せんにはいられません。特効薬なるものはありませんが、学習塾の状況を労務管理の観点から理解して改善したい、学習塾における就業管理制度等を工夫して働き方を変革したいなどとお考えの方には、微力ながら、拙著が目的達成に向けての足がかりになれば幸いです。

令和元年8月

特定社会保険労務士 長崎 明子

もくじ



第1章 教育産業としての「学習塾」

I 学習塾とは	10
1 教育サービスは多種多様	10
2 一般的な「学習塾」の位置付け	11
3 特定商取引法の規制対象「特定継続的役務提供」	13
II 学習塾業界	17
1 学習塾業界の市場規模	17
2 少子高齢化の影響は？	18
3 令和2年の教育大改革に向けて	23
4 学習サービス事業者向け国際規格 ISO29990認証	25
III 学習塾の運営形態	28
1 小規模の個人経営塾が多数	28
2 サービス内容と指導形態	31
3 非正規雇用者が多い従業者状況	32



第2章 学習塾のしごと

I 職種と業務内容	38
1 学習塾の職種は教師系か事務系	38
2 主な業務内容	41
II 雇用形態と働き方	57
1 社員系・常勤型の働き方	57
2 アルバイト系・非常勤型の働き方	59
III 学習塾に求められるもの	62
1 学校教育との相互援助	62
2 家庭のニーズに対応	65
3 CSR活動は当たり前のことから	67
4 地域社会との連携を大切に	68
5 何よりも子どもたちの安全確保が重要	69

第3章 アルバイト講師の労務管理

I 学生アルバイトの労務改善が急務	72
1 「ブラックバイト」が社会問題化	72
2 学習塾の講師はブラックバイト？	74
3 学習塾業界への労務改善要請	76
4 大学生等へのアルバイトに関する意識等調査	77
5 厚生労働省と文部科学省による共同要請	80

6 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン	83
7 学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表	84
8 安心塾バイト認証制度とは？	88
9 「ブラックバイト」汚名返上への道半ば（異例の再要請）	90
10 3つの要請事項の内容	92
11 学習塾への監督指導等の強化の見込み（新通達の発出）	98
 II アルバイト講師の労務管理が難しい理由と解決策 105	
1 学習塾に特徴的な労務管理上の課題	105
2 労務改善のための課題解決策	117
 III アルバイト講師の労務管理のポイント 123	
1 監督指導の強化が見込まれる重点事項等(通達より)	123
2 重点事項（1）：労働条件の明示	124
3 重点事項（2）：労働時間の適正な把握	138
4 重点事項（3）：適切な賃金の支払い	144
5 重点事項（4）：休業手当の支払い	152
6 重点事項（5）：休憩時間の確保	153
7 重点事項（6）：年次有給休暇の付与	155
8 その他の事項	160
 IV 賃金体系の整備手順 171	
1 業務の洗い出しと整理	171
2 コマ給等と業務時間の検証	174
3 賃金体系の確認	175

4 賃金体系のパターン	176
V 就業管理の実務	183
1 労働時間の管理方法	183
2 アルバイト講師への変形労働時間制の活用	189
3 労働時間の判定基準	193
VI 有期労働契約の更新と無期転換	197
1 契約期間と更新時期	197
2 時間講師等の無期転換	199

第4章 フルタイム社員等の労務管理

I 社員はオールラウンドプレイヤー	206
1 社員の働き方	206
2 教師でもあるビジネスパーソン	209
3 使用者の立場でアルバイト管理	211
II 懸念されるメンタル不調のリスク	214
1 業務過多による長時間労働	214
2 教育にたずさわるやりがいと重責	215
3 コミュニケーションの対象が幅広い	217
4 激変する指導内容への対応	218
III 就業管理の実務	220
1 社員の労働条件	220

2	変形労働時間制の活用	224
3	1カ月単位の変形労働時間制をもっと有効活用	235
4	フレックスタイム制の活用	255
5	自律的な労働者が多い学習塾の事業場	257
6	学習塾にも有効なフレックスタイム制	258
7	1カ月の変形労働時間とフレックスタイム制の比較	259
IV 管理監督者の労務管理		261
1	労基法上の管理監督者はいるか	261
2	学習塾での管理監督者性	265
V 女性活躍推進		272
1	女性活躍推進の動向	272
2	女性が活躍できる職場	273
3	採用者の5割以上は女性労働者	274
4	女性管理職の割合	275
5	子育てとの両立を困難にさせる遅い就業時間帯	277
6	教師職に戻れないワーキングマザー	279
7	マミートラックから抜け出せない働き方？	279
8	求められる新しい働き方の模索	280

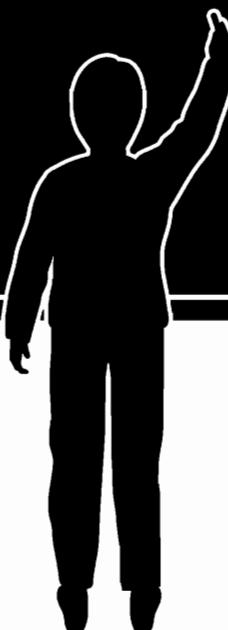
第5章 学習塾業界の課題と求められる労務対応

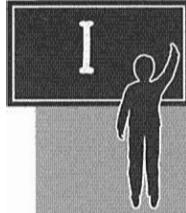
I 学習塾の働き方改革	284
1 長時間労働の是正	284
2 年次有給休暇がとれる体制づくり	291
3 休息時間の確保	296
4 労働者の健康確保	298
5 不合理な待遇差の点検と講師等の待遇の整理	303
II 学習塾業界の発展のために	311
1 優秀な人材の確保と人材育成	311
2 めまぐるしい業界の変化への対応	316
3 コンプライアンスと風土改善	317



第1章 教育産業としての 「学習塾」

-
- I 学習塾とは /10
 - II 学習塾業界 /17
 - III 学習塾の運営形態 /28





学習塾とは

1 教育サービスは多種多様

教育サービス業界では、語学学校や資格取得学校、カルチャーセンターなど各種通信教育など、幼児教育から社会人教育まで、学校などの公教育とは異なる様々な分野の教育がビジネスとして展開されています。教育サービスの受け方も、実際に講座を受けるために校舎やスクール施設に通ったり、通信講座で添削教材等を郵送でやりとりしたりするような形態だけでなく、パソコンやインターネットを利用したICT活用も大きく拡がりをみせています。インターネットや衛星通信などのネットワークを利用したサービスのほか、携帯電話や携帯ゲーム機、スマートフォンやタブレット端末等、広く普及が進んでいるデジタル機器を活用した様々な教育サービスが提供されるようになっており、今後もこの時代の変化を感じさせる動きは活発化していくものと思われます。

現在、一般家庭の子どもたちが当たり前のように通っている学習塾も、これらの多種多様なサービスを展開する教育産業の1つです。子どもたちの学びの対象や学び方のニーズは家庭によって多岐にわたるものと思われますが、それを叶えてくれるサービスはインターネットで検索すれば即座に見つかるほど、市場にはありとあらゆる教育サービスが提供されています。学習形態だけでなく目的や内容も多岐にわたりており、教科指導にとどまらず、幼少時から科学的な思考を育むための科学教室やプログラミング教室など、いわゆる学習塾と習い事との中間に位置するような教育サービスも人気を集めています。これ

らは、令和2年以降に導入される新学習指導要領により、公教育における教育カリキュラム等が変更される予定となっていることからも少なからず影響を受けています。

2 一般的な「学習塾」の位置付け

学習塾は、「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」（総務省）では、大分類で「教育、学習支援業」にあたり、その多くは中分類で「学校教育」と二分されて「その他の教育、学習支援業」に位置付けられます。さらにその中に6種類ある小分類の中では、「823学習塾」、細分類の「8231学習塾（各種学校でない学習塾・進学塾・予備校）」に該当し、「小学生、中学生、高校生などを対象として学校教育の補習教育または学習指導を行う事業所」と定義されています。

なお、洋裁学校、理容・美容学校などの学校教育法による学校教育に類する教育を行う「各種学校」は、中分類で「学校教育」にあたり、また、英会話教室やパソコン教室、家庭教師などは小分類「教養・技能教授業」に該当するため、多くの学習塾はそれらとは異なる位置付けになっています。ただし、所定の要件を満たし都道府県知事の認可を受けている学習塾については「各種学校」にあたります。

■ 学習塾の位置付け

細分類 8231 学習塾

小学生、中学生、高校生などを対象として学校教育の補習教育または学習指導を行う事業所をいう。

- 学習塾（各種学校でないもの）；進学塾（各種学校でないもの）；予備校（各種学校でないもの）
- ×学習塾（各種学校のもの）〔8272〕；予備校（各種学校のもの）〔8172〕；進学塾（各種学校のもの）〔8172〕；家庭教師〔8249〕

細分類 8172 各種学校

学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所をいう。

- 各種学校：洋裁学校；タイピスト学校；写真学校；理容；美容学校；自動車教習所；学習塾（各種学校のもの）；進学塾（各種学校のもの）；予備校（各種学校のもの）
- ×学習塾（各種学校でないもの）〔8231〕；進学塾（各種学校でないもの）〔8131〕；自動車教習所（各種学校でないもの）〔8299〕

〈大分類O 教育、学習支援業〉

〈中分類 81 学校教育〉

〈小分類 817 専修学校、各種学校〉

- | |
|--|
| 細分類 8171 専修学校…専門学校（専門課程を置く専修学校） |
| 8172 各種学校…理容・美容学校、自動車教習所、 <u>学習塾・進学塾・予備校</u> （いずれも各種学校のもの） |

〈中分類 82 その他の教育、学習支援業〉

〈小分類 821 社会教育〉

- | |
|-----------------|
| 細分類 8216 社会通信教育 |
|-----------------|

〈小分類 823 学習塾〉

- | |
|---------------------------------|
| 細分類 8231 学習塾…各種学校でない学習塾・進学塾・予備校 |
|---------------------------------|

〈小分類 824 教養・技能教授業〉

- | |
|-------------------|
| 細分類 8241 音楽教授業 |
| 8242 書道教授業 |
| 8243 生花・茶道教授業 |
| 8244 そろばん教授業 |
| 8245 外国語会話教授業 |
| 8246 スポーツ・健康教授業 |
| 8249 その他の教養・技能教授業 |

（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」（総務省）より作成）

3 特定商取引法の規制対象「特定継続的役務提供」

特定商取引法（特定商取引に関する法律）は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を保護することを目的とする法律で、具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべき事項と、クーリング・オフ等の消費者を保護する事項等を定めています。

その規制対象となる類型の1つに「特定継続的役務提供」があり、一般的な「学習塾」が提供する授業等もこの「役務」に指定されています。「役務」とはいわゆるサービスのことで、「特定継続的役務提供」とは、政令で定める「特定継続的役務」を、一定期間を超える期間にわたり一定金額を超える対価を受け取って有償で提供することができます。そして、その「特定継続的役務」とは、「役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの」とされ、その性質上、それらの「目的が実現するかどうかが確実でないもの」（特定商取引法41条）と規定されています。

確かに、学習塾で提供される教育サービスの目的とその実現の程度は必ずしも数値等では計れないものもあり、目的や実現の程度の基準は個々の消費者によっても異なります。例えば、消費者である保護者が通わせる子どもたちに継続的に学習指導等を行っても、その指導効果等が確実に目に見えて現れるとは限りません。もちろん、テスト等での得点数が上がった、入学試験に合格したなどといったわかりやすい指標もありますが、様々な面で子どもたちに成長を促す教育的な観点からは、その効果や実現の程度が計りづらいものも多いと思われます。また、わかりやすい指標があったとしても、それを実現することが確実であるとはいえません。

このように、知識・技能の向上等である目的とその実現の不確実性ゆえに、学習塾は特定商取引法の規制を受けるビジネスであるという

ことも念頭に置き、同法によって規制される内容にも留意して事業を行わなければならない業種です。

特定継続的役務提供に対する規制は、交付すべき契約書面等の項目や消費者とのやり取りの方法についても、かなり細かく定められています。また、契約に関する営業する際には、事実と違うことを告げることはもちろんのこと、故意に事実を告げないことも禁止行為として定められています。労務管理上で求められる、労働契約の締結の際に労働者に対して行う労働条件の明示だけでなく、消費者への契約内容の説明についても、抜け漏れ等がないように丁寧に説明を行わなければなりません。

また、特定継続的役務は、契約後であっても、所定書面を受け取った後8日以内であれば契約が解除できるクーリング・オフ制度や、クーリング・オフ期間の経過後でも将来に向かって解除できる中途解約制度も適用されます。その他、前払方式で5万円を超える特定継続的役務提供を行う事業者に対しては、消費者が事業者の財務状況等について確認できるよう、その業務および財産状況等を記載した書類(貸借対照表、損益計算書等)を備え、消費者の求めに応じてそれを閲覧させることができるようにしておくことも義務付けられています。事業所への備付け等が義務付けられているのは、少なくとも就業規則だけではないことがわかります。

加えて、特定商取引法は、消費者トラブルを未然に防止するために、役務の内容などについての誇大広告等、「著しく事実に相違する表示」や「実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示」を禁止しています。このような表示は、同時に不当景品類及び不当表示防止法にも抵触するおそれがあります。この点においては、学習塾では、合格実績や無料体験受講などの広告表示について、特に留意する必要があるでしょう。

このように、学習塾が事業者として顧客である消費者に向き合う際に法的規制を受ける事項は多数あり、それらは、学習塾の事業所で働く

く労働者が行わなければならない業務に直結するものもあるため、労務管理について必ずしも関係ないとはいえない。そのため、業種特有の事項に関しては、事業所として義務付けられていることなどを大まかにでも押さえておくことが望ましいでしょう。

なお、指定役務としては、①エステティック、②美容医療、③語学教室、④家庭教師、⑤学習塾、⑥結婚相手紹介サービス、⑦パソコン教室の7つの役務が対象とされています。学習塾については、「入学試験に備えるためまたは学校教育の補習のための学校（大学および幼稚園を除く）の児童、生徒または学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る）」を、2ヶ月を超える期間継続するもので、入学金や受講料、教材費などの契約金の総額が5万円を超えるものが特定継続的役務提供にあたり規制の対象となります。

■ 特定継続的役務の対象となるもの

以下の7役務が特定継続的役務として指定（平成29年12月1日施行内容）

特定継続的役務	期間	金額
いわゆるエステティック 人の皮膚を清潔にしもしくは美化し、体型を整え、または体重を減ずるための施術を行うこと（いわゆる美容医療に該当するものを除く）	1月を超えるもの	
いわゆる美容医療 人の皮膚を清潔にしもしくは美化し、体型を整え、体重を減じ、または歯牙を漂白するための医学的処置、手術およびその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る）	1月を超えるもの	いずれも5万円を超えるもの
いわゆる語学教室 語学の教授（入学試験に備えるためまたは大学以外の学校における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く）		
いわゆる家庭教師 学校（小学校および幼稚園を除く）の入学試験に備えるためまたは学校教育（大学および幼稚園を除く）の補習のための学力の教授（いわゆる学習塾以外の場所において提供されるものに限る）	2月を超えるもの	
いわゆる学習塾 入学試験に備えるためまたは学校教育の補習のための学校（大学および幼稚園を除く）の児童、生徒または学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る）	2月を超えるもの	
いわゆるパソコン教室 電子計算機またはワードプロセッサーの操作に関する知識または技術の教授		
いわゆる結婚相手紹介サービス 結婚を希望する者への異性の紹介		

（※1）「家庭教師」および「学習塾」には、小学校または幼稚園に入学するためのいわゆる「お受験」対策は含まれません。

「学習塾」には、浪人生のみを対象にした役務（コース）は対象になります（高校生と浪人生が両方含まれるコースは全体として対象になります）。

（※2）入会金、受講料、教材費、関連商品の販売など、契約金の総額が5万円を超えていると対象になります。

（※3）役務の内容がファックスや電話、インターネット、郵便等を用いて行われる場合も広く含まれます。

（消費者庁によるウェブサイト「特定商取引法ガイド」より引用して作成）

■筆者略歴

長崎 明子（ながさき あきこ）

特定社会保険労務士、アキ社会保険労務士事務所 代表。
キャリアコンサルタント、ファイナンシャル・プランナー。

大手学習塾運営会社における教師職と人事本部勤務を経て、平成28年にアキ社会保険労務士事務所を開業。人事部門での在職中は、就業制度の構築と導入による従業員の労務改善、労務管理を主とした人事基幹業務全般に従事。従業員の働き方と勤怠管理の仕組みづくりから人事労務上の課題解決と労務コンプライアンス強化を図る。顧問先企業の指導等のほか、雑誌等の執筆、企業研修・学校教育における授業の実施に従事。人事・労務、年金に関する教育、キャリア・ライフデザインに関する教育など、教育活動にも力を入れている。

●アキ社会保険労務士事務所

<https://sr-aki.com/>